

こども家庭福祉分野で働くソーシャルワーカーの専門性向上を目的とした認定資格

こども家庭ソーシャルワーカー 認定資格がはじまります



すべてのこどもが将来にわたって
すこやかに幸福な生活を送ることができる
社会の実現を目指しています。

資格創設の背景

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4年6月、児童福祉法が改正されました。

改正の一つとして、こども家庭福祉の実務経験者の専門性の向上を目的に、この認定資格が創設されました。

一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター（JSWC）

一般財団法人 日本ソーシャルワークセンター（以下「当センター」）は、2023年12月26日付で「こども家庭ソーシャルワーカーの知識及び技術についての審査・証明事業」を行う法人として、こども家庭庁長官より認定されました。

こども家庭福祉に関わる皆様の専門性の向上及び資格の周知、活用の推進等を通じて、子どもたちの命と人権を守り、児童虐待がゼロになる社会をめざします。

開局時間

月～金 10:00-17:00

（土日祝日等を除く）

〒108-0075

東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階

TEL 03-6712-1313

E-mail secretariat@jswc.or.jp



URL <https://jswc.or.jp>

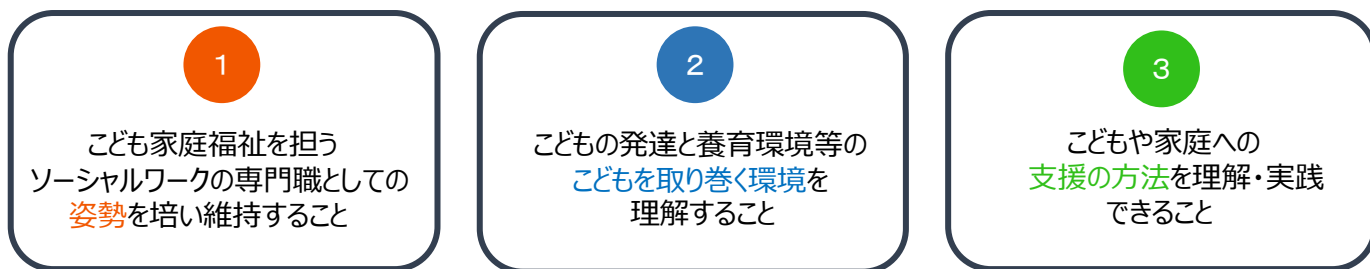
こども家庭ソーシャルワーカーについて

01 こども家庭ソーシャルワーカーとは

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の様々な場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、虐待を受けたこどもの保護をはじめとしたこども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福祉司や、市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の一つとしても位置付けられています。

こども家庭ソーシャルワーカーは2024年度から始まる新しい資格なので、活躍の場はこれから広がっていきます。こどもや家庭、暮らしのそばにあるあらゆる場での活躍が期待されています。

こども家庭ソーシャルワーカーの専門性の柱



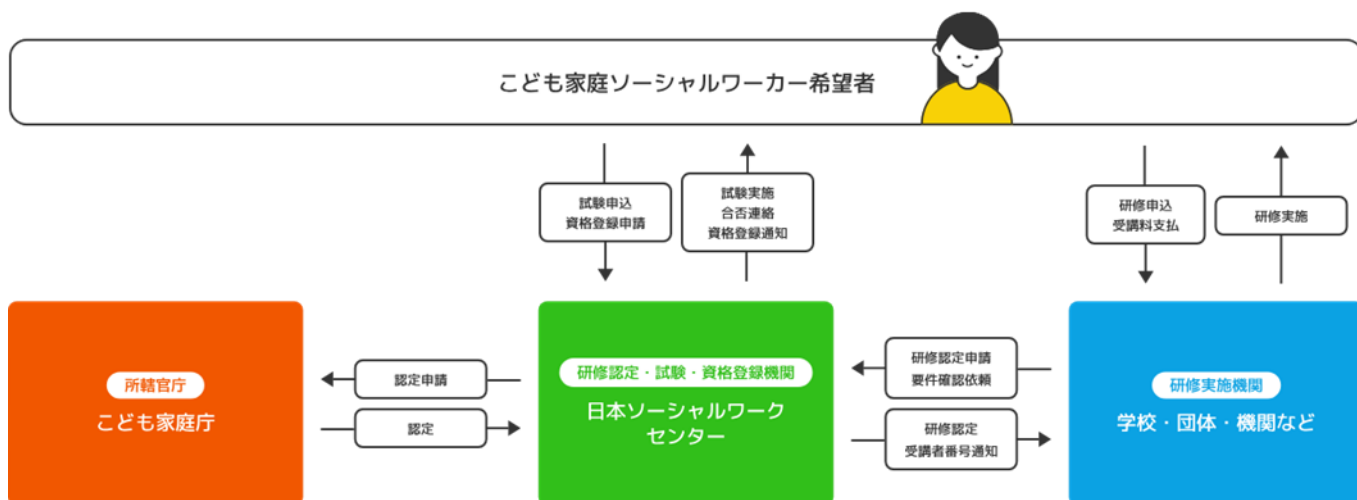
02 育成のしくみ

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭庁が管轄している認定資格です。

一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが研修認定・試験・資格登録機関として、資格認定試験の実施や研修の認定、資格の登録などを行います。

研修実施機関は、当センターに指定研修等の認定申請を行い、その認定を受けて指定研修等を実施します。

こども家庭ソーシャルワーカーの取得希望者は、受講したい研修を選択し、研修実施機関に受講申込を行います。また、所定の研修を修了したのち、センターが行う資格認定試験を受験します。試験に合格したら、センターに資格の登録を行います。

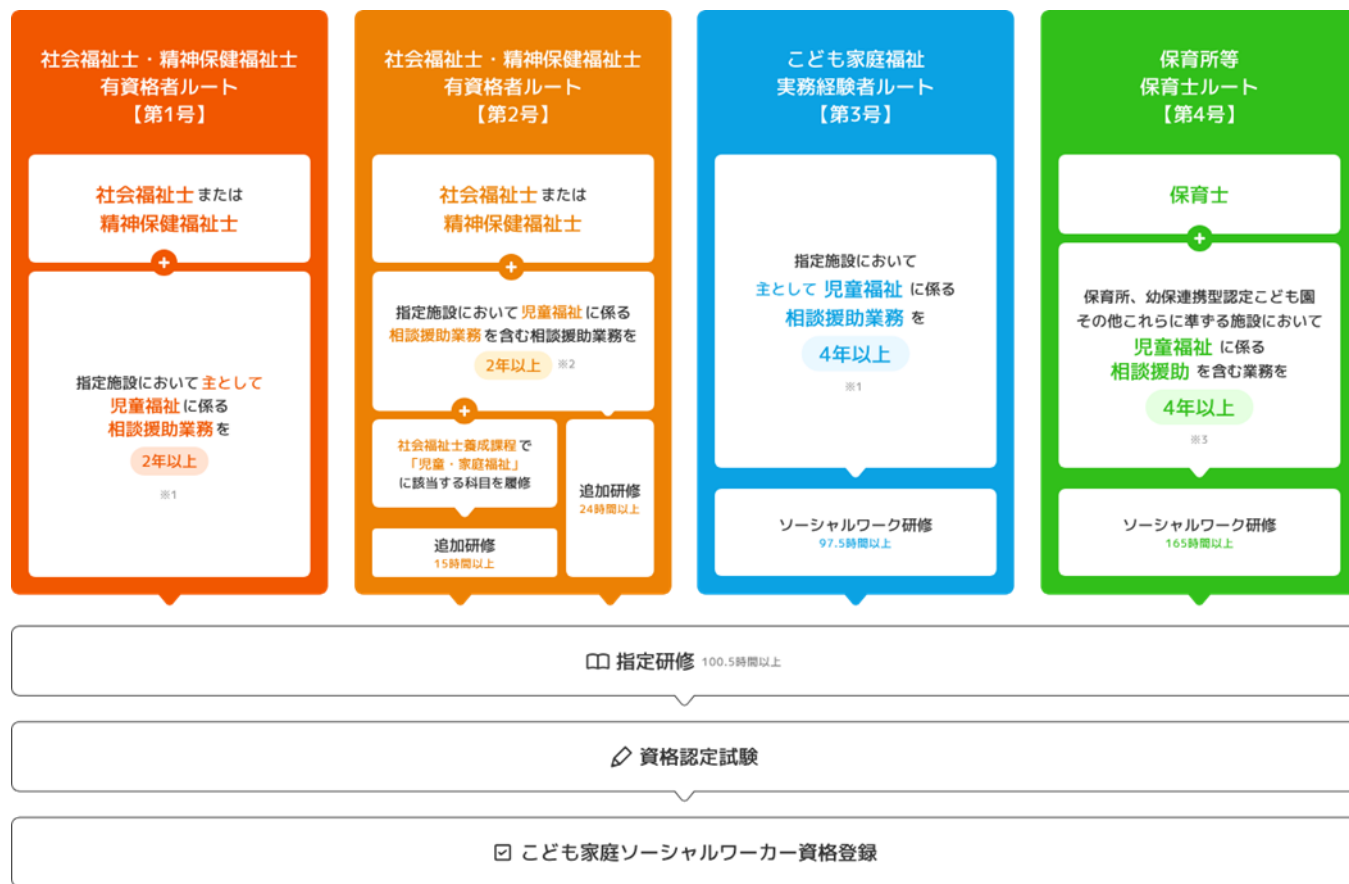


03 資格取得の流れ

資格取得のルートは、第1号から第4号までの4つです。それぞれのルートによって、所持している資格、児童福祉に係る相談援助実務経験、機関種別や職種、経験年数等が定められています。当法人の特設サイトに、各ルートの「**研修の受講要件**（<http://kodomo.jswc.or.jp/examinee/training>）」を掲載しています。ご参照ください。

各ルートで定められた研修を修了した後、資格認定試験に合格し、資格登録を経て、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格が取得できます。

資格取得までの流れ



【資格ルートを確認するときのポイント】

- ※1 「主として児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方や期間の算定方法
- ※2 「児童の福祉に係る相談援助業務」の考え方
- ※3 「保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設」および「4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務」の範囲

⇒詳細は、下記特設サイトの「資格取得までの流れ」>「研修について」>「研修の受講要件」から、各ルートの受講要件の詳細をご確認ください。

【こども家庭ソーシャルワーカー特設サイトはこちら】

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格に関する最新情報や決定事項を随時更新し、サイト内「お知らせ」欄にてご案内します。



<https://kodomo.jswc.or.jp/>

